

峡東保健福祉事務所 出前講座実施要領

1. 目的

住民が保健・衛生・福祉をテーマとする講座開催を希望する場合に、保健福祉事務所職員が出張講座を実施し、住民の保健・衛生・福祉に関する理解の促進及び普及啓発と健康づくり、自主的な取り組みを支援することを目的とする。

2. 対象者

峡東保健所管内（山梨市、笛吹市、甲州市）に住所を有する個人、事業所、民間団体、公共機関等を対象とする。営利活動や政治・宗教等を目的とするものや、苦情や陳情・要望を目的とするものは対象とならない場合がある。

3. 講座内容

別紙 1「峡東保健福祉事務所出前講座一覧」の通り実施する。具体的な内容は、依頼者と相談により決定する。

なお、市や関係機関が類似した研修を行っている場合は、市や関係機関を紹介することもある。
また、過去に同じ内容・対象者に講座を実施している場合は、資料提供のみとする場合もある。

4. 派遣費用、必要物品

講師派遣に関する費用（謝金、旅費等）の負担は求めないものとする。ただし、講座資料については、依頼者が受講者分を用意(印刷)する。

また、パソコンやスクリーン等講座で使用する機材については、依頼者が事前に準備する。

そのほか、講座実施時に必要な物品は、依頼者と相談のうえで購入していただく場合がある。

5. 実施日、時間

原則として平日に実施するものとし、実施時間は、午前 10 時から午後 4 時頃までとする。

また、依頼者は別紙 2「出前（出張）講座申込書」により実施希望日を複数提示し、担当者との打ち合わせにより、実施日時を決定する。

なお、講座実施担当者との調整により、希望に添えない場合もある。

6. 実施場所

峡東地域にて実施。会場および講座実施担当者の駐車場所等は、講座依頼者が確保する。

7. 申し込み方法

別紙 2「出前（出張）講座申込書」を記入し、下記へ FAX で申し込む。

FAX : 0553-20-2795

8. 申し込み期間

講座実施希望日の 1 か月前までに申し込む。

9. 講師派遣決定

申込書受付後、10 日以内に講座担当者から依頼者へ連絡をする。

10. 問い合わせ先

峡東保健福祉事務所（峡東保健所）

TEL : 0553-20-2753（健康支援課）

附則 この要領は、平成 29 年 6 月 14 日に施行する。